

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 2
- 指定管理者の指定【産業経済局観光にぎわい部観光課】 3
- 指定管理者の指定【産業経済局観光にぎわい部M I C E推進課】 4
- 指定管理者の指定【市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推進課】 5
- 指定管理者の指定【建設局道路部道路維持課】 6
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 7

北九州市告示第504号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月26日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
道谷薬局	北九州市門司区黄金町5番12号	医療を行える体制にないため	平成30年11月30日

北九州市告示第506号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第8条及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）第16条の4の規定により、北九州市小倉城及び小倉城庭園の指定管理者を次のとおり告示する。

平成30年12月26日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に指定したもの		指定する期間
名 称	住 所	
北九州まちづくりマネジメントチーム共同事業体	北九州市小倉北区魚町二丁目6番1号	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

北九州市告示第 507 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 34 号）第 8 条及び北九州市国際交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 2 年北九州市規則第 12 号）第 6 条の規定により、北九州国際展示場及び北九州国際会議場の指定管理者を次のとおり告示する。

平成 30 年 12 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に指定した者		指定する期間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州観光コンベンション協会	北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号	平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第508号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第8条の規定により、北九州市旧古河鋳業若松ビルの指定管理者を次のとおり告示する。

平成30年12月26日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に指定した者		指定する期間
名称	住所	
中央興産株式会社	北九州市若松区浜町一丁目19番9号	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

北九州市告示第 5 0 9 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 1 6 条の 4 の規定により、北九州市立門司駅前自転車駐車場、北九州市立門司港駅前自転車駐車場、北九州市立小倉駅北口自転車駐車場、北九州市立小倉駅南口自転車駐車場、北九州市立西小倉駅前自転車駐車場、北九州市立南小倉駅前自転車駐車場、北九州市立朽網駅前自転車駐車場、北九州市立下曾根駅北口自転車駐車場、北九州市立下曾根駅南口自転車駐車場、北九州市立徳力嵐山口自転車駐車場、北九州市立若松駅前自転車駐車場、北九州市立若松渡船場前自転車駐車場、北九州市立八幡駅前自転車駐車場、北九州市立折尾駅西自転車駐車場、北九州市立折尾駅東自転車駐車場、北九州市立折尾駅前自転車駐車場、北九州市立黒崎駅前自転車駐車場、北九州市立陣原北自転車駐車場、北九州市立陣原南自転車駐車場、北九州市立本城駅前自転車駐車場、北九州市立九州工大前駅前自転車駐車場及び北九州市立戸畑駅前自転車駐車場並びに北九州市立河内自転車貸出し施設の指定管理者を次のとおり告示する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に指定した者		指定する期間
名 称	住 所	
公益社団法人北九州市 シルバー人材センター	北九州市小倉北区片野 新町一丁目 1 番 6 号	平成 3 1 年 4 月 1 日か ら平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 5 1 0 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び平成 3 0 年 1 2 月 2 9 日から平成 3 1 年 1 月 3 日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 5 8 2 - 2 2 7 4）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	1 台	平成 3 0 年 1 1 月 7 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番
	1 台	平成 3 0 年 1 1 月 9 日	西海岸自転車保管所

	1 台	平成 3 0 年 1 1 月 2 1 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車 放置禁止区域	1 4 台	平成 3 0 年 1 1 月 6 日	北九州市小倉北区青 葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	2 6 台	平成 3 0 年 1 1 月 1 0 日	
	2 8 台	平成 3 0 年 1 1 月 1 7 日	
	1 4 台	平成 3 0 年 1 1 月 2 2 日	
J R 西小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 2 台	平成 3 0 年 1 1 月 1 4 日	
小倉北区自転車放置禁止 区域外	2 台	平成 3 0 年 1 1 月 1 日	北九州市小倉南区下 城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	2 台	平成 3 0 年 1 1 月 6 日	
	4 台	平成 3 0 年 1 1 月 7 日	
	2 台	平成 3 0 年 1 1 月 9 日	
	2 台	平成 3 0 年 1 1 月 1 4 日	
	1 台	平成 3 0 年 1 1 月 1 6 日	
	1 台	平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日	

	1 台	平成 3 0 年 1 1 月 2 1 日	
	2 台	平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日	
	2 台	平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日	
J R 下曾根駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 台	平成 3 0 年 1 1 月 2 日	北九州市小倉南区八 重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
	2 台	平成 3 0 年 1 1 月 8 日	
	2 台	平成 3 0 年 1 1 月 1 3 日	
	1 台	平成 3 0 年 1 1 月 1 5 日	
	1 台	平成 3 0 年 1 1 月 2 0 日	
	1 台	平成 3 0 年 1 1 月 2 1 日	
モノレール徳力嵐山口停 留所周辺地区自転車放置 禁止区域	2 台	平成 3 0 年 1 1 月 6 日	
小倉南区自転車放置禁止 区域外	2 台	平成 3 0 年 1 1 月 1 日	北九州市小倉南区下 城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	1 3 台	平成 3 0 年 1 1 月 7 日	
	2 台	平成 3 0 年 1 1 月 8 日	

	4 台	平成 3 0 年 1 1 月 1 2 日	
	3 台	平成 3 0 年 1 1 月 1 4 日	
	3 台	平成 3 0 年 1 1 月 1 5 日	
	4 台	平成 3 0 年 1 1 月 2 0 日	
	3 台	平成 3 0 年 1 1 月 2 1 日	
	3 台	平成 3 0 年 1 1 月 2 2 日	
	6 台	平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日	
	7 台	平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日	
	9 台	平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日	
J R 若松 駅周辺地区自転車 放置禁止区域	4 台	平成 3 0 年 1 1 月 1 3 日	北九州市若松区響南 町 8 番 小石自転車保管所
若松区自転車放置禁止区 域外	1 台	平成 3 0 年 1 1 月 2 日	
	1 台	平成 3 0 年 1 1 月 5 日	

	2 台	平成 3 0 年 1 1 月 9 日	
	1 台	平成 3 0 年 1 1 月 1 5 日	
	1 台	平成 3 0 年 1 1 月 2 1 日	
	1 台	平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日	
J R 八幡駅周辺地区自転車 放置禁止区域	6 台	平成 3 0 年 1 1 月 1 6 日	北九州市八幡西区築 地町 1 0 番 築地自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止 区域外	1 台	平成 3 0 年 1 1 月 6 日	
	1 台	平成 3 0 年 1 1 月 1 5 日	
	1 台	平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日	
J R 折尾駅周辺地区自転車 放置禁止区域	1 6 台	平成 3 0 年 1 1 月 2 1 日	北九州市八幡西区長 崎町 2 番 長崎町自転車保管所
J R 本城駅周辺地区自転車 放置禁止区域	1 9 台	平成 3 0 年 1 1 月 1 5 日	
J R 黒崎駅周辺地区自転車 放置禁止区域	6 台	平成 3 0 年 1 1 月 9 日	北九州市八幡西区築 地町 1 0 番
八幡西区自転車放置禁止 区域外	1 0 台	平成 3 0 年 1 1 月 1 4 日	築地自転車保管所
	7 台	平成 3 0 年	

		11月15日	
J R九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	10台	平成30年11月16日	北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所
J R戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	7台	平成30年11月8日	
戸畑区自転車放置禁止区域外	2台	平成30年11月8日	
	2台	平成30年11月22日	
	3台	平成30年11月29日	